

介護職員基礎研修課程（150 時間・60 時間） 開催要項

1 趣 旨

本研修課程は、介護職員として将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を習得することを目的とし、「山口県介護員養成研修実施要綱」に基づき、山口県知事の指定を受け実施するものです。

2 受講対象者

訪問介護員養成研修 2 級課程修了者で 1 年以上の実務経験がある者* → 対象者①

訪問介護員養成研修 1 級課程修了者で 1 年以上の実務経験がある者* → 対象者②

※1 年以上の実務経験がある者とは…介護の業務に従事した期間が 365 日以上あり、現に就労した日数が 180 日以上ある者。

※修了した訪問介護員養成研修の課程によって、免除の科目が異なります。

3 受講定員

対象者①（150 時間）…20 名

対象者②（60 時間）…10 名

4 受講料

対象者①（150 時間）…67,000 円（テキスト代別）

対象者②（60 時間）…33,500 円（テキスト代別）

* 受講料は前納とし、受講決定後に受講者に請求させていただきます。

5 カリキュラム

科 目	総 時 間	内、通信学習 時間	対象者① 受講科目	対象者② 受講科目
生活支援の理念と 介護における尊厳の理解	30 時間	15 時間	○	○
介護における 社会福祉援助技術				
医療及び看護を提供する 者との連携	30 時間	15 時間	○	○
介護におけるコミュニケ ーションと介護技術	30 時間	10 時間	○	免除
認知症の理解	30 時間	15 時間	○	免除
生活支援のための アセスメントと計画	30 時間	15 時間	○	免除
合 計	150 時間	70 時間	—	—

6 研修日程、会場及び講師

別紙（１）のとおり

7 通信学習について

別紙（１）に示す研修に平行して通信学習に取り組んでいただきます。

通信学習は、1科目あたり15時間程度（一部科目を除く）の学習時間となります。

取り組んでいただく課題は各科目とも①「三者択一式問題」（原則20問）、②論述式問題（800字程度）です。

詳しいスケジュール等は、8月5日（木）に実施しますオリエンテーションで説明します。

8 使用教材

研修に使用する教材は次のとおりです。

（１）介護職員基礎研修テキスト（全国社会福祉協議会）1科目1冊

（２）全国社会福祉協議会・中央福祉学院「通信学習」教材（論述式問題・三者択一式問題）

（３）その他研修において必要な物品・機材（必要に応じて）

*（１）については受講料に含まれませんので、受講者自身が開講日までに準備ください。なお、本会でもテキストを斡旋しますので申込書に記入の上、お申し込みください（1科目2,100円）。本会でテキストをお申し込みいただいた方には、オリエンテーションの際にお渡しします。

9 受講申込方法

次の様式を郵送で7月20日（火）（必着）までに本会に送付してください。

①「介護職員基礎研修課程（150時間・60時間）受講申込書」

②「訪問介護員2級課程修了証明書」または「訪問介護員1級課程修了証明書」

③「実務経験証明書」

* 書類審査の上受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者宛に通知します。
なお、定員を超える申込があった場合は、受講条件を満たす申込者のうち、先着順に受講を受け付けます。

10 教育訓練給付制度について

本研修課程の150時間コースは、「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」に指定されています。そのため、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者のうち一定の要件に該当する者が「介護職員基礎研修課程（150時間）」を修了した場合、実際に本人が支払った教育訓練経費（受講料）の一部が支給されます。

詳しくは、オリエンテーションの際に説明します。

1.1 修了認定について

別紙（2）のとおり

1.2 欠席の取り扱いについて

理由の如何にかかわらず、遅刻した場合は欠席とします。また、1科目でも欠席がある場合、修了を認めることができませんので十分に留意ください。

1.3 補講について

研修の一部を欠席した方で、補講を希望される方については、翌年度（平成23年度）に実施する本研修課程同一科目に振り替えて実施します。

1.4 受講の取り消しについて

次の各号に1つでも該当する受講者は、受講を取り消すことがあります。

なお、受講を取り消した場合であっても、当該受講者へは受講料等の返還は行いません。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- （2）研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反した者

1.5 修了証明書等の交付について

本研修課程の修了を認定された方は、「山口県介護員養成研修実施要綱」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を本会において交付します。

1.6 修了者の管理について

修了者は修了者名簿に記載し、山口県で指定された様式に基づき知事に報告します。

また、修了者が修了証明書を紛失した場合は、修了者の申し出により再発行を行います。ただし、その際は修了証明書の再発行にかかる手数料として1枚につき、1,000円を修了者に負担いただきます。

なお、修了者名簿は永年保存とし、記載された内容は、本会の個人情報保護規程に基づき厳正に管理します。

《問い合わせ先》

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

福祉人材・研修部 福祉人材・研修センター

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

TEL 083-924-2783 FAX 083-922-6652

担当：藤津、村田、永井

《研修会場》

山口県社会福祉会館

所在地：〒753-0072 山口市大手町9番6号 TEL：083-924-2783

山口県教育会館

所在地：〒753-0072 山口市大手町2番18号 TEL：083-922-0383



交通：

- ・ JR 新山口駅より
バスで約 30 分
- ・ JR 山口駅より
徒歩約 15 分
- ・ 県庁前バス停より
徒歩約 5 分

山口県セミナーパーク

所在地：〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 TEL：083-987-1410



交通：

- ・ 山口宇部空港から約 35km
- ・ 中国縦貫自動車道小郡 I.C. から約 13km
- ・ 山陽自動車道山口南 I.C. から約 5km
- ・ 新山口駅から車で約 15 分 (約 10km)
- ・ 四辻駅から車で約 5 分 (約 3km)